誓 約 書

□　私

□　当社

は、下記１及び２のいずれにも該当せず、将来においても該当しないことを誓約します。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

また、貴職において必要と判断した場合に、別紙「役員名簿」により提出する当方の個人情報を警察に提供することについて同意します。

記

１　補助事業者として不適当な者

（１）暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号。次号において「暴対法」という。）第２条第２号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）

（２）暴力団員（暴対法第２条第６号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）

（３）役員等（法人にあっては役員及び使用人（支配人、本店長、支店長その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、営業所の業務を統括する者（営業所の業務を統括する権限を代行し得る地位にある者を含む。）をいう。以下同じ。）を、個人にあってはその者及びその使用人をいう。以下同じ。）が暴力団員であるなど、暴力団がその経営又は運営に実質的に関与している法人又は個人

（４）役員等が、暴力団員であることを知りながらこれを使用し、又は雇用している法人又は個人

（５）役員等が、その属する法人若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等（暴力団員又は暴力団員でなくなった日から５年を経過しない者をいう。以下同じ。）を利用している法人又は個人

（６）役員等が、暴力団又は暴力団員等に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど、直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している法人又は個人

（７）役員等が、その理由を問わず、暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している法人又は個人

（８）役員等が、暴力団又は暴力団員がその経営又は運営に実質的に関与している者であることを知りながら、下請契約、業務の再委託契約、資材等の購入契約等を締結し、これを利用している法人又は個人

２　補助事業者として不適当な行為をする者

（１）暴力的な要求行為を行う者

（２）法的な責任を超えた不当な要求行為を行う者

（３）取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為を行う者

（４）偽計又は威力を用いて補助事業を担当する県職員等の業務を妨害する行為を行う者

（５）その他前各号に準ずる行為を行う者

岐　阜　県　知　事　　様

令和　　　年　　　月　　　日

住　　　　　　所

名称（氏名）

代表者職氏名　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　印

※　添付書類：役員名簿